

川崎市公告第1389号

次のとおり、一般競争入札について公告します。

令和7年10月2日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 南河原埋蔵文化財収蔵施設アスベスト調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区河原町1番地
- (3) 履行期間 契約日から令和8年3月19日まで
- (4) 委託概要 南河原埋蔵文化財収蔵施設において、アスベスト含有の可能性がある部位の抽出および建材等の試料採取・分析を行い、アスベスト含有の有無を把握することを目的とする。
※詳細は仕様書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和7・8年度川崎市業務委託者有資格業者名簿の業種「調査・測定」種目「その他調査・測定」で登載されていること。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 環境大臣若しくは地方環境事務所長又は都道府県知事が指定する、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関であること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札申込書は、3（1）の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-0000 川崎市川崎区東田町5番地4

教育委員会事務局生涯学習部文化財課 担当 浅井 達也

電 話：044-200-0403

E-mail：88bunka@city.kawasaki.jp

(2) 資料の閲覧・配布・提出期間

令和7年10月2日(木)から令和7年10月9日(木)までとします。

(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加入札参加申込書

イ 土壌汚染対策法に基づく技術監理者証の写しを提出してください。

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。また、書類の提出に不備がある場合、無効となることがありますので御注意ください。

(4) 提出方法 持参

4 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX）により送付します。

(2) 交付日

令和7年10月14日(火)までに交付

5 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和7年10月14日(火)から10月17日(金)までとし、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとします。

(2) 質問方法

「質問書」により、3(1)の問い合わせ先まで持参又は電子メールにて提出してください。なお、電子メールで質問する場合は、「質問書」を送信した旨を担当までご連絡ください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和7年10月22日(水)までに、入札参加資格があると認めた全社宛てに電子メールまたはFAXにて送付します。

なお、質問がなかった場合には、連絡はしません。また、回答後の再質問は受け付けません。

6 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

- (1) 入札書の提出方法 郵送又は持参による紙入札
- (2) 入札書の提出日時 令和7年10月23日(木)から
令和7年10月30日(木)まで(当日16時必着)
- (3) 入札書の提出場所 川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課
川崎市川崎区東田町5番地4
- (4) 入札保証金 免除とします。
- (5) 開札の日時 令和7年10月31日(金) 午前9時から
(開札は対面では実施しません)
- (6) 開札の場所 川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課
川崎市川崎区東田町5番地4
- (7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲
内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

8 契約手續等

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供(振替
債を除く。)、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付
に変えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、
契約保証金の納付を免除します。
- (3) 前払金 否
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ウェブサイト「入札
情報 かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (2) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (3) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加
者心得等の定めるところによります。